

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第40号(平成27年7月17日認定決定)

株式会社 STNet (高松市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組

◆労働者数 537人(うち女性 80人)

◆計画期間 平成23年4月1日から平成27年3月31日

[両立支援に関する制度]

- 育児休業は子が1歳6か月に達するまで取得できます。
- 育児のための短時間勤務制度と所定外労働免除制度は、子が小学校4年生になるまで利用できます。
- 子の看護休暇や子の疾病看護のための短時間勤務は、子が中学校に入学するまで利用できます。

[所定外労働の削減に向けた取組]

- 毎週水曜日の「18時帰宅日」(ノー残業デー)の設定、所定外労働を行う場合の管理者による事前承認制、夜間時間帯(18時~22時)の毎正時のチャイムなど労働時間管理ルールを定め、実施しました。
- 労働時間管理に関する管理者向け教育によって取組を徹底しました。

[年次有給休暇の取得促進に向けた取組]

- 休暇取得予定表を活用し、休暇の取得促進を図りました。

[両立支援制度の利用促進に向けた取組]

- 自社の両立支援制度の内容・利用状況を検証し、制度をより利用しやすく改定するための検討を行いました。

[育児休業等取得状況]

- 計画期間中に出産した女性労働者18人全員と、男性労働者の1人が育児休業を取得しました。

企業からひとこと

弊社では、従業員が能力を十分に発揮できるよう、仕事と子育てが両立できる働きやすい環境づくりに努めてまいりましたが、今後も定期的に制度の検証を行い、さらなる充実に取り組んでいきたいと考えております。



男性の育児休業職第1号の社員とお子さん

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.jst.go.jp/>